

神奈川中央交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和5年4月13日（木） 12：10～12：20

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 久保、浅井、宮田、本間、廣井、堤、山本

4. 議事概要

- 令和5年3月14日（火）及び同月23日（木）の審議並びに本日の申請者からの意見聴取を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、神奈川中央交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、認可することが適当であるとの結論を得た。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。